

日野市の空家等の流通の促進に係る連携に関する覚書

日野市（以下「甲」という。）、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会南多摩支部（以下「乙」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩南支部（以下「丙」という。）は、空家等の流通を促進するため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、良好な住環境の維持及び形成の推進に向けて、甲、乙及び丙が相互に連携・協力し空家等の流通を促進するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 甲の外観調査等により居住その他の使用がなされていないと判断した建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- （3）利活用等 賃貸、譲渡等に係る不動産取引又は適切な管理をいう。

（基本指針）

第3条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項を基本指針として空家等の流通の促進を図るものとする。

- （1）日野市空き住宅等対策計画及び日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例に基づく取組みであること。
- （2）東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定を踏まえつつ、所有者等の相談や要望に対し積極的に対応すること。
- （3）今後、他分野の専門家を含めた横断的な連携を図れるように、先駆的に試行するものであること。

（取組み事項）

第3条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事項に取組むものとする。

- （1）所有者等からの空家等の利活用等に係る相談に関すること
- （2）空家等の流通の促進に関する必要な情報の共有及び発信
- （3）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（連絡会の設置）

第4条 甲、乙及び丙は、第3条に規定する取組みを実施するにあたり、必要に応じて連絡会を開催し、情報の共有等に努めるものとする。

2 連絡会の運営その他必要な事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

（甲が主体となって取組む事項）

第5条 甲は、次に定める事項について取組むものとする。

- （1）所有者等から当該空家等の相談について、乙及び丙に情報を提供する旨の承諾があったときは、乙及び丙に対し空家等の相談に関する提案の依頼をするため、必要な情報等を乙及び丙に対し提供するものとする。
- （2）前号に基づき依頼した相談の状況について、必要に応じて乙又は丙に確認を行う。
- （3）所有者等が自ら利活用等を図ることが困難な場合は、その状況の改善を図るため、当該所有者等に対し、情報提供等を積極的に講じるものとする。

（乙及び丙が主体となって取組む事項）

第6条 乙及び丙は、次に定める事項について取組むものとする。

- （1）前条第1号の提案の依頼を受領したときは、当該所有者等に対し、空家等の相談に関する提案を行う。
- （2）前号の提案は、乙及び丙がそれぞれ提案書を作成する。なお、提案書の作成においては、原則、乙又は丙の日野市内に存する会員のうち複数者の提案を提示するものとする。
- （3）前号の提案に対する所有者等による採択の結果が甲から提示があったときは、採択をうけた提案をした会員を派遣し、所有者等に対する相談等を実施する。
- （4）前号の相談等の実施状況について、定期的に甲に報告する。
- （5）第3号の相談等を行う会員は、所有者等の信頼を損なうことがないように、誠心誠意対応するとともに、相談等に関する苦情又は紛争が発生した場合は、自らの責任において処理するものとする。
- （6）第3条の取組み事項、第4条の連絡会における協議内容及びその他の空家等の対策に関する情報等について、乙及び丙のそれぞれの会員へ周知等を行う。

（個人情報等）

第7条 甲、乙及び丙は、本覚書に基づき知り得た情報等は他人にもらしてはならない。また個人情報保護法を遵守し、情報の漏えい等がないよう万全の対策をとるよう努めなければならない。

（覚書の有効期限）

第8条 本覚書の有効期間は、1年間とする。特に甲乙丙の申し出がない限り、1年単位で更新されるものとする。ただし、本覚書に代わる協定を締結するときは、その締結日を期限とする。

（適用上の注意）

第9条 この覚書は、この覚書による不動産取引以外の不動産取引を妨げるものではない。

（補則）

第10条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年10月4日


甲 東京都日野市神明1丁目12番地の1

日野市 日野市長

大坪 冬彦 

乙 東京都多摩市関戸4丁目23番地の1 関戸ビル505

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会南多摩支部

支部長 中島 勝彦 

丙 東京都八王子市寺町29番地の23 井上ビル302

公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部多摩南支部

支部長 石川 文男 